

## 福祉・介護人材確保対策研修事業実施要領

### 1 目的

資格を有しながら福祉・介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者に対する再就業のための研修や地域住民等の福祉・介護分野への参入促進のための研修を開催することにより、将来に亘って福祉・介護人材を安定的に確保することを目的とする。

### 2 事業実施主体

- (1) 事業の実施主体は、県内に介護福祉士の養成施設を経営する団体及び介護福祉士会等の職能団体とする。
- (2) 事業の実施主体は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

### 3 助成内容

福祉・介護人材確保対策研修事業で県が行う助成の対象となる研修は、次に掲げるものとする。

- ① 潜在的有資格者再就業支援研修
- ② 福祉・介護人材参入促進研修

### 4 補助単価及び要件

- (1) それぞれの研修の1回当たりの補助単価は次のとおりとする。  
また、福祉・介護人材参入促進研修については、実施主体1団体あたり15千円以内を広報費として認める。
  - ① 潜在的有資格者再就業支援研修・・・230千円以内
  - ② 福祉・介護人材参入促進研修・・・45千円以内
- (2) 各研修の標準的な研修内容及び標準的な時間については次のとおりとする。
  - ① 潜在的有資格者再就業支援研修  
潜在的な介護福祉士、社会福祉士を対象とした、再就業が円滑に進むよう介護サービスの知識や技術等を再確認するための5時間以上の研修
  - ② 福祉・介護人材参入促進研修  
学生（高校生、大学生または専門学校生等）、または学生の就職決定に特に影響を与える者（進路指導主任、PTA等）を対象とした、福祉・介護の仕事について理解してもらうとともに、新たな人材として福祉・介護分野への参入促進を図るための出前講座（時間要件なし）
- (3) 各研修については、複数回に分割して実施することができるものとする。

## 5 事業の採択

知事は、提出された補助金協議書に基づき内容を審査し、予算の範囲内で県費補助対象事業の採択を行い、採択にあたっては、県費補助を内示する。

## 6 その他

- (1) 受講者募集にあたっては、市町村、各種団体等に協力要請を行うなど受講者の確保に努めること。
- (2) 研修内容については、同様の研修を実施する他の養成施設と調整し実施すること。
- (3) 大分県社会福祉介護研修センター（大分県福祉人材センター）、ハローワーク等と連携し、受講者募集を行うこと。
- (4) 潜在的有資格者再就業支援研修の実施にあたっては、受講終了後の就労動向の把握を行うこと。
- (5) 知事が定める実績報告以外に厚生労働省が定める様式により実績報告を求めることがあること。

### 附 則

この要領は、平成24年度予算から適用する。

### 附 則

この要領は、平成27年度予算から適用する。

令和 年度福祉・介護人材確保対策研修事業費補助金協議書

令和 年 月 日  
第 号

大分県知事 殿

住 所  
団体の長

令和 年度において、下記のとおり福祉・介護人材確保対策研修事業を実施したいので、関係書類を添えて協議します。

記

- 1 補助金の協議額 金 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業計画書 (別紙1)
  - (2) 収支予算書 (別紙2)
  - (3) その他知事が必要と認める書類

(別紙1)

事業計画書

1 研修日程及び研修内容

研修名	研修日程	研修の内容

## 2 研修に要する経費

(単位：円)

研修名	補助対象経費	経 費 の 内 訳

※その他事業内容の詳細が分かる書類があれば、添付してください。

(別紙2)

収 支 予 算 書

1 収 入

(単位:円)

項 目	予 算 額	内 訳
県 補 助 金		
計		

2 支 出

(単位:円)

項 目	予 算 額	内 訳
講 師 料		
謝 金		
旅 費		
食 糧 費		
事 務 費		
旅 費		
印 刷 消 耗 費		
通 信 費		
教 材 費		
印 刷 消 耗 費		
会 場 費		
使用料及び賃借料		
広 告 料		
委 託 料		
計		

別紙

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における身分確認に利用することに同意します。

### 記

1 自己又は自己の役員等が、次の各号のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員が役員となっている事業者

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

(7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

\_\_\_\_\_

(ふりがな)

氏 名

\_\_\_\_\_

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。